

ざる様に、我れの兩手と肩とにて確かと抱き占め、此處に緩みの起らざる様にすることが大切である。双方共、天王山は、肩の所にあると云ふことを承知すべきである。

變化

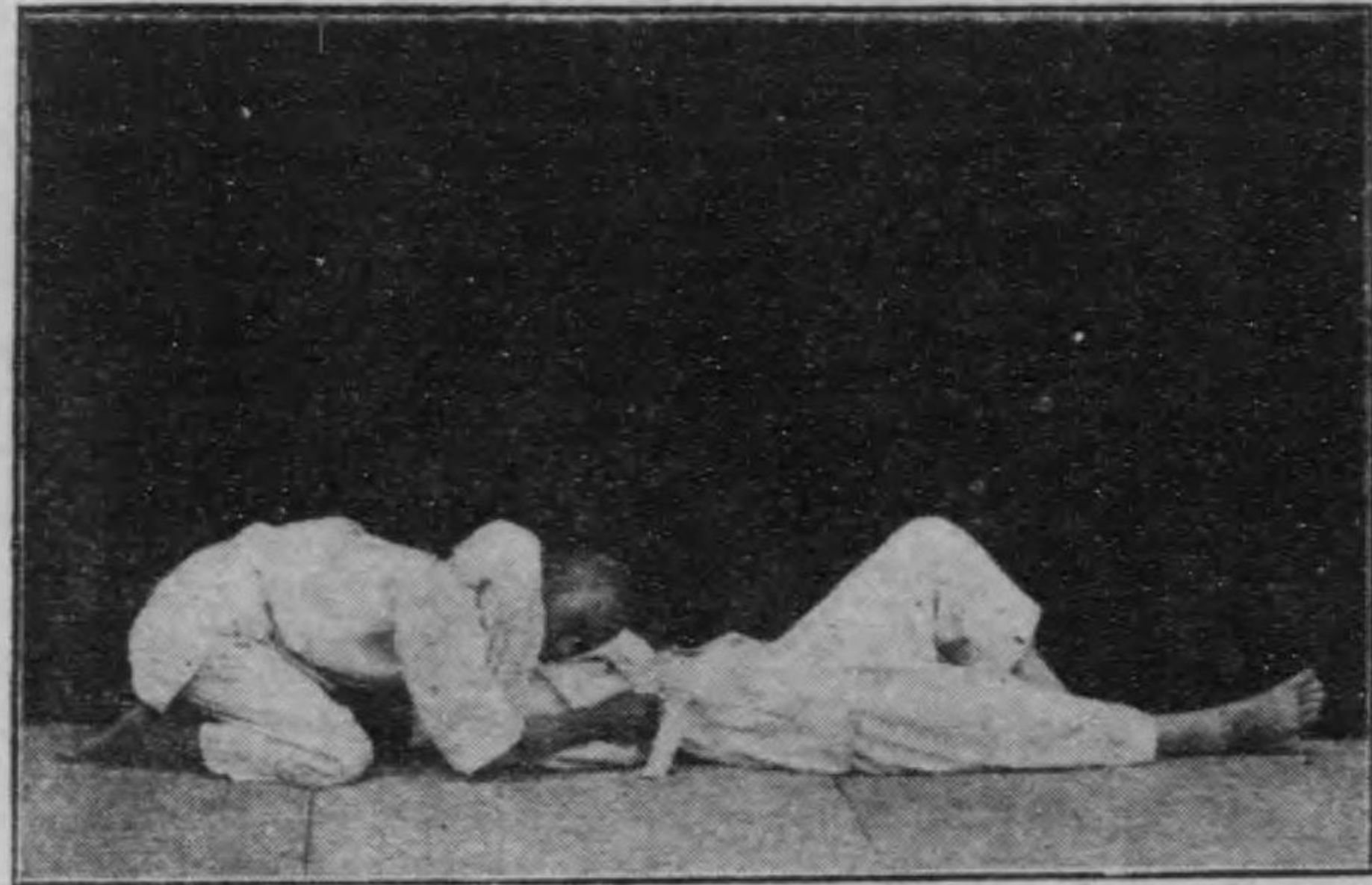
臂を援ぐか膝を入るるかさがへる

三手は防ぎの要めなりけり

(解説) 兩足を揃へて上に舉げ、其反動を取りて、上體が疊より離れたる瞬間に、制せられて居る右臂を、兩頭の間よ拔ぎとりて、固めより逃れるは、其一方法である。又袈裟固の時の如く、右膝を相手の右腰下に突き込みて、逃れる法がある。其方法は、我れの左手にて、相手の後帯を取り、兩足を尻に近く引き付くると同時に、強く體を跳ね上げ、急に腰を右に捻りて、右膝を相手の右腰下に突き込むのである。

第三の方法は、相手が首を固めやうとして、乗り掛り過ぎたる時に、我

第十六圖
上方四固



れは、足の方より、上に舉げて、頭の方の疊を足を付けて、ひつくりかへり、反對に抑へ込みに變化することである。以上の三者は、肩固より逃がれる、有力なる方法たるを失はないのである。

(注意) 横四方に抑へ

居る時手を舉げば

首で押しつけ

跳び越して行け

三 上四方固

要領 頭より横帯

捕りて膝を屈げ

體を沈めて抑へ込むなり

(解説) 仰臥して居る時、相手の頭の方より、我れは兩手を、相手の兩手の下より差し入れて、兩横帶を取り、我れの兩膝を屈げて、なるべく廣く開き、時としては、相手の頭を、兩膝の間に挟むが如くし、體を沈めて、抑へ込むのである。

要點

右左り體を廻わしてもがく時

巧みに力移しかへてよ

(解説) 抑へ込まれたる場合、相手が起き上らんとするには、體を右なり左なりに、回轉してもがくが故に、我れは、始終體を沈めて、相手が、右へ捻る時は、左手と左胸とを沈めて、體力を此方に集めて、之れを制し、左へ捻るときは、右手と右胸とを沈めて、力を此方に集めて、之れを制す。斯くして、相手の動くに従て、我れの力を、巧に利用することが肝要である。

若し相手が、手を伸ばして、我れの股間に入れ、引き返さんとする時は、我れの兩脚を伸ばして、之れを防ぎ、相手が手を放せば、又兩股を屈げて、元との體勢に移り、相手をして、攻撃の餘地なからしむることが大切である。

變化

片臂を頸に突き込みがぶりあげ

體をまわして逃げ出づるかな

(解説) 變化せんとする前に、片手を相手の頭の下に持つて行き、兩足を尻に近く引き付け、がぶり上げると同時に、急に手を頸の下に突き込み、體を廻はして、片手を引き抜き、固より逃がれるのである。又次ぎの方法も有力な仕方である。

臂を屈げて體を退りて兩手にて

膝と首とを捕りて返へさん

先づ臂の自由を得る爲めに、臂を屈げて、出来る丈け、自分の體を退る様にする。而して、左手を屈げて、相手の左膝を制し、右手の二の臂を以て、相手の首を制して、相手を、其左側にひつくりかへすのである。

以上の二方法は、兩手を殺されて居る場合、換言すれば、十分正しき形にて、抑へ込まれ居る場合に、用ひて最も有效なる變化の方法である。

又兩手が、自由の活動出来る様に爲りて居る時は、次の方法にて、逃れることが出来るものである。

片手にて膝頭押し退りつつ

急にぬきかへすべり出るかな

一方の手以て、相手の膝頭又は帯を握りて、強く押し置いて、其力で體を退りながら頭の方が横にすべり出やうと試みると、相手は其頭を膝を以て制して来るものである。斯くして、十分制せさして居いて、

第三十六圖
横四方固



急に反對の脇下より、抜け出して、固めより逃がれるのである。

四 横四方固

要領 横に付き襟と

横帯しかと捕り

兩膝屈げて抑へ込むなり

(解説) 我れは、仰臥して居る、相手の横に就き、右手を相手の兩足の間より入れて、左横帯を捕り、左手は、相手の右肩の上より入れて、左前襟を捕り、右膝を相手の右腰に、左膝を、相手の右腋に、胸を、相手の腹部に當てて、抑へ込むの

である。

要點

乗り過ぎずあいだ離さず右左り

膝を巧みに使ひ攻めよや

(解説) 相手の體に、餘り乗り掛り過ぎると、左りへ顛覆される恐れがある。左ればと謂つて、體と體との間を、離し過ぎると、緩みの生ずる憂ひがある。又相手は、右膝を屈げて、體と體との間に、割り込まんと力むるが故に、斯る場合には、我れは右膝を、相手の右横腹の所に屈つ付け、巧みに右膝を使用して、相手をして、此方に乗するの餘地なからしむることが大切である。又相手は、自由に使ひ得る右手にて、我れの左膝の所を、攻撃することあるが故に、斯る場合には、我れは、巧みに、左膝を使用して、相手の右手を制する事が大切である。

要するに、乗り掛り過ぎず、體と體との間を離さず、右膝左膝を巧みに

使用して、相手をして、乗するの餘地なからしむることが、此業の大切な點である。

變化

一、右手腹に左手で首を制しつつ

右手押しあげ肩隅にとれ

(解説) 右手を、相手の腹の下に入れて、臂全體が、相手の腹に着く様にし、左手を、相手の左肩の上より、差し伸ばして、左後帯を捕り、兩足をなるべく、尻に近く引き付けながら、左手を、強く引くと同時に、其手にて、相手の首を制しつつ、右手で、相手の體を押し上げて、自分の左肩隅の方へひつくり返すのである。

二、右膝を捕の下へと突き込みて

抱き上げながら逃げ出づるかな

五 崩上四方固

第 六 十 四 圖
崩 上 四 方 圖



一九〇

要領

右臂を腋に抱き込み後襟と横帯捕りて身を沈め行け

(解説)

相手が仰向けに爲つて居る時、我れは、其頭の方より、右手を右腋下より、逆に右肩の外に差し入れて、相手の肘關節が、曲がることの出来ない様に、深く巻き込みて、相手の後襟を四指を内に、拇指を外に、手の甲を下にして、捕り、右手を、我れの腋下に抱き込み、右膝の上ののせて、全く其手の自由を制す。我れの左手は、相手の左手下より、左横帯を順に捕り、上四方固の時の如

く、兩膝を屈げ、體を沈めて、抑へ付くるのである。

要點

右臂を抱き込む所要めなれ

力を注ぎ心つくせよ

(解説) 相手の右手の自由の出來ざる様に、我れの右手と、右横腹との間に、相手の右手を深く巻き込み、我れの體を、其臂を巻き込みたる方に、少しく寄せて抑へ込み、茲に閑隙の起らざる様注意すべきである。臂の所に弱點の起ることなければ、十分抑込の目的を達することを得べきである。

變化

一、左手を捕の首にと突き込みて

右手を抜きて起き上がるかな

(解説)

左手を、相手の首の下から突き突込んで行つて、相手が其手の方に、氣を取られて居る時に、右手を引き抜いで、起き上るのである。

二、頭をば捕の左に抜け出して

右手を抜ぎて逃げ出づるかな

此方法も崩上四方固より、逃げ出づる、有力なる一方法である。

絞業

一、片十字絞

要領 左手逆右手は順に深く捕り

馬乗りにして乗り出して絞む

(解説) 仰臥して居る相手に馬乗りになつて、我れの左手にて、相手の左横襟を逆に捕り、我れの右手にて、相手の右横襟を、左手の上より、十字形に交叉して、順に捕り、我れの両手にて、相手の胴を挟み、體を前方に乗り出しながら、引き絞むるのである。

要點 片手逆片手は順に後襟を

捕りて挿へて機み待つかな

(解説) 實際勝負の場合に於ては、仰臥して居る相手に、馬乗りになることが出来ても、相手は襟を捕らせまいと防ぐが故に、両手とも、襟を捕ることは、實に困難である。併し、如何に相手を防いでも、片手だけは、襟を捕ることは、左程困難ではない。そこで、片手にて、襟を逆にとりて、前にかぶさり、片手にて、相手の後襟を順にとりて、縦四方にて抑へ込むのである。相手は此儘にして居れば、抑へ込みになつて居るが

第六十五圖
片十字絞



故に、之を防がんが爲めに、身をもがき、頭を疊より上げることがある。斯る場合に、機を逸せず、後襟を捕りたる片手を、一方に廻はして、片十字絞に移るのである。

此時、我れの上手の方へひつくり返り、兩足にて、相手の胴を挟むか、又は兩足を、相手の腰にかけて、相手の兩足を踏み伸ばすことにすれば、一層有効である。

絞めを防ぐには、両手の間に、片手を入れて、絞を妨げるのであるが、若し相手の交叉して居る手が、右手が上になつて居る場合には我れの左手を入れ、左手が上なる場合には、右手を入れて、之を防ぐのである。

二 裸 絞

要領 咽喉に當つめてにて片袖確かと捕り

前臂頭に當て絞むべし

第六十六圖 裸絞



(解説) 座して居る、相手の後ろに付き、我れの右手を、相手の右肩の上より咽喉に巻き付け、其手にて、相手の左肩の上より出したる、我れの左

臂の上袖を捕り、(若くは力瘤の當りに掛け)左前臂を、相手の後頭に當て、我れの兩手にて、首を挟み、少しく體を後ろに退ると同時に、相手の體を、斜後ろにとりて、右前臂を後ろに引き、左手を稍

押す氣味にて、引き絞むるのである。

別法 咽喉に當つ右手と左手組み合はせ

右膝立てて肩押しして絞む

(解説) 相手の後ろに就き、我れの右手を、相手の右肩の上より、咽喉に當て、我れの左手は、相手の左肩の上より前に伸ばして、兩掌を組み合はせ、我れの右肩を、相手の後頭に當て、後ろに引き倒す如くして引き絞むるのである。

要點 手や肩で頭ら押し出し斜にし

首を使つて絞め附くるかな

(解説) 第一法の場合には、前臂を、相手の後頭に當てて押し出し、第二法の場合には、肩を以て、後頭を押し出すことであるが、引き絞むる時は、何れも同一にして、相手の體を後ろに引き倒し、四十五度位に、後ろに斜にとると同時に、我れの首を使つて、相手が抜け出やうとしても、抜け出づる餘地なからしむる様にする。ことが肝要である。要するに手や肩

を以て、相手の首を前に押し出すと同時に、相手の體を斜後ろにとり、我れの首を使つて、相手をして、抜け出づる餘地なからしむることが肝要である。

三 送襟絞

要領 左手襟右手は咽喉に巻き附けて

斜にとりて送り襟かな

(解説) 相手の體の後ろに就き、我れの右手を、相手の右肩の上より咽喉に巻付けて、左横襟を順に捕り、我れの左手は、相手の左腋下より差し入れて、右前襟を順に捕り、我れの右肩を、相手の後頭に密着せしめ、體を斜後ろに、引き倒す様にして、咽喉を引き絞むるのである。

要點 襟深く頸を前にと肩先きで

押し出しながら斜にぞとる

(解説) 此業を掛けるに就ては、第一我れの右手にて、襟を深く捕ることが大切である。次に我れの右肩にて、相手の後頭を押し出すことが

大切であると同時に、相手の體を斜め後ろに引き倒す様にすることが大切である。

此三點に注意することがなかつたならば、業は掛ら無いと云ふことを承知すべきである。

第六十七圖
送襟絞



變化

咽喉に來し、腕や肩をば引きつかみ

引きあげながら前にすべりて

(解説) 十分に絞められては、逃げることは困難であるが、防ぎも知て居ないと、思はざる不覺をとることがある。右の方法は、一般に行はれ居る方法であるが、比較的有効である。

咽喉に當て居る相手の手の腕の上、又は肩の當りをつかんで、己れの方へ引き付け、夫れを上へ引き上げながら、己れの體を前にすべり出し、後ろの方から抜けて、相手の前に首が落ちる様にして脱けるのである。時とすると、送襟に來るを恐れて、相手は自分で、自分の兩襟を取り、兩膝を屈げて伏向き、攻撃されにくい、不自然の姿勢をとることがある。斯る場合には、後より馬乗りとなりて、片手を相手の脇下より差し入ると同時に、我れの兩足にて、相手の兩脚を踏み伸ばし、長く相手を匍匐はせ、片手の拇指を頸に沿へて、一方より一方へ、首を突き切る如き勢にて、片手を突き入れ、片襟を順に捕りて、送襟に行くべきである。

又我れが、伏向きに居る様な場合に、相手が後ろより、送襟に捕らんと
して、馬乗りになり掛りて來たる時は、隙かさず、尻を上げて、相手を前に
轉回せしめ、首に手を掛けて、抑へ込みに行くべきである。

四 片羽絞

要領

左手にて襟を捕りつつ、右手にて

右手押し舉げ押し込みて絞む

(解説) 座つて居る相手の後ろより、我れは、右膝を突き、左膝を立て、左
手を相手の左肩の上より、前に廻はして、右奥横襟を捕り、我れの右手を、
相手の右臂の肱關節の稍上の所に常てて、急に上に引き上げ、我れの右
手の甲が、相手の頭の後ろの方に、當る様に、真直に伸ばして、相手の首の
後にすつと押し入れつつ、相手の體を、左後ろの方へ、傾かせながら絞め
付けるのである。

後隅へ傾けながら右臂を

押し込む所に要ありけり

第十六十八圖
片羽絞



が出来たならば、右臂にて相手の右臂を急に引き上げると同時に、臂は
真直にして指は揃へて伸ばしたるまま、相手の首の後ろに押し込むの

(解説) 右臂の働きが、

此等の骨子となる所で
あつて、相手の右臂を制
する役目と、相手の首を
絞める役目とを、兼有し
て居るものである。我
れの左手にて、相手の首
に掛けて、襟を取ること

である。決して、相手の首を前の方へ押すのではない。裸絞、や送襟絞、にては、相手を真後へ、斜にとりたるが、片羽絞にては、真後ろよりも、左後隅の方が宜しいのである。それは右臂を突き込むに、都合よい體勢にあるからである。

變化

襟淺く送襟にて極まらずば

移りて行けよ片羽絞かな

(解説) 相手の後ろに付き、切角送襟に行きたるもの、襟を捕る淺き爲め、其目的を達すること能はざる場合には、急に變化して、片羽絞に行くべきである。

五 逆十字絞

要領

両手にて兩奥襟を逆に捕り

馬乗りにして十文字かな

(解説) 仰向けに爲つて居る相手に、馬乗りになり掛りて、我れの左手にて、相手の左横襟を逆に捕り、右手にて、右横襟を逆に捕り、我れの兩手を十字形に交叉して、引き絞むるのである。

要點 襟深く上手の方へ倒れつつ

兩手の甲を

内に廻さん

(解説) 兩手共、襟を深く捕るにあらざれば、絞

るものにあらざるが故に、若し奥襟を捕ること出來ざる場合には、絞め掛らざる方が宜しいのである。引き絞むるには、兩手の甲を内に廻は

第十六圖
逆十字絞



して其甲を以て頸動脈及氣道を壓する様にし、我れの兩足を相手の腰に巻き付け、足先きを組み合はせ、襟を捕て居る上手の方へ倒れながら、引き絞むるのである。

又相手の頭の方へ、乗り掛りて、絞め付ても宜しいのである。

變化 襟を持つ上手の腕を押し上あげて

押し離してぞ逃げ出づるかな

(解説) 兩襟を捕られ、絞め掛けられたる時は、相手が襟を持って居る、上手の腕の所を、我れの兩手にて、斜上に押し廻はす如くして、押し離すのである。又相手を、横にひつくり返すには、其下になつて居る手の方へ、ひつくり返すのである。

逆業

一 腕 絨

第七十圖 腕 絨



要領 襟に來る手首

捕りつつ押し屈げて

(解説) 我れが、仰臥して居る相手の右側に居る時、相手が、左手を伸ばして、我れの襟を捕りに來れば、我れは、左手にて其手首を順に握り、半上に押し屈げながら、相手の左側に押し付く。此時我れの左腕は、相手の左肩の横の所で、疊に附て居る様にす。我れの左手首を順に握り、井の字形に組せ、我れの右手を持ち上げつつ、相手の腕關節

に、苦痛を與ふるのである。

要點 臂伸びて力ら抜けたる所とれ

早さ遅さの抜目なき様

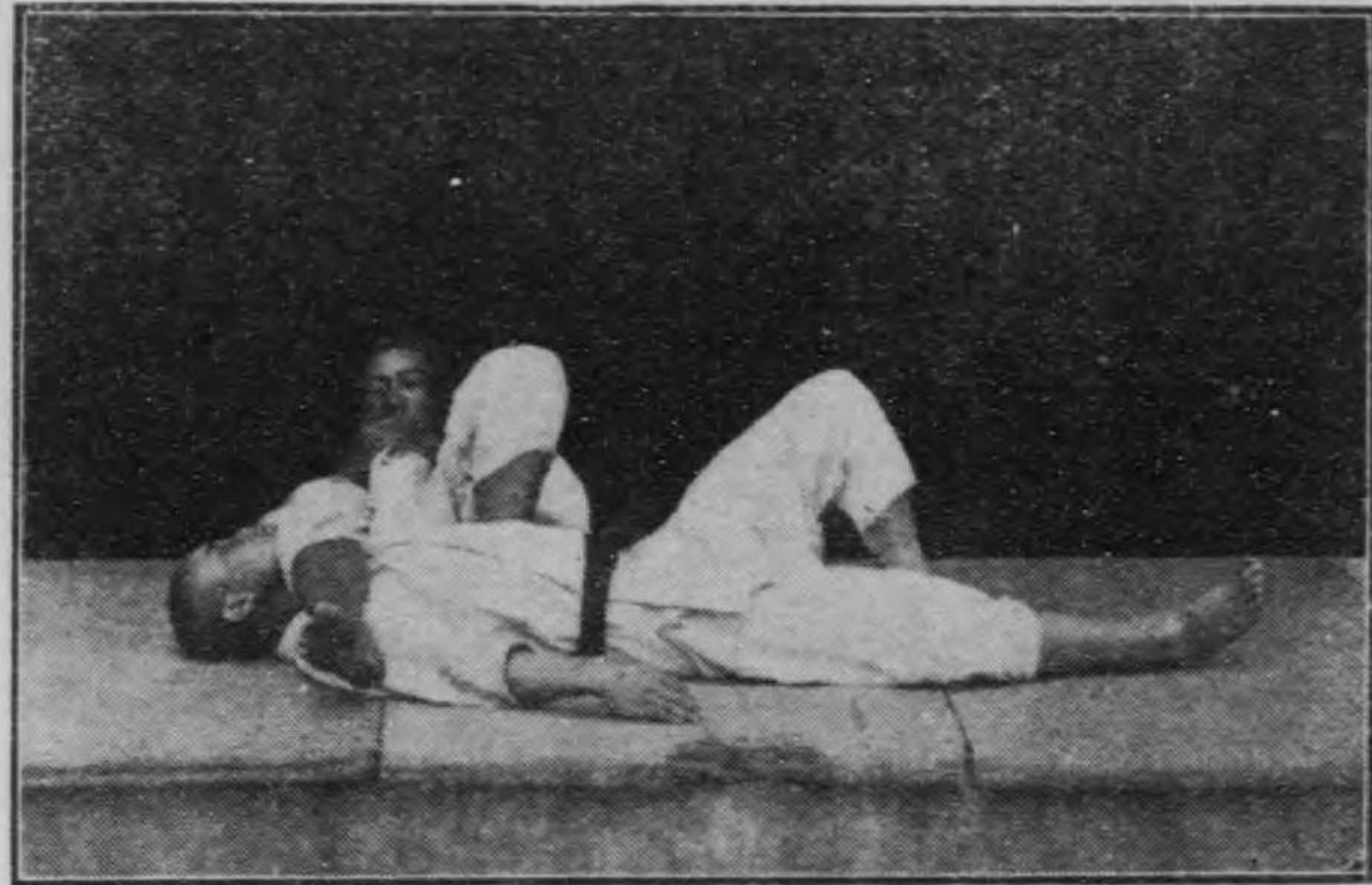
(解説) 差し伸ばしたる相手の左手が、既に我れの襟を握りたる後は、之れを伸し離すことは、容易のことではない。又相手が襟を捕らうとして、左手を差し伸ばして來る時に、未だ臂が屈つて居る時は、反抗する力強くして、疊に押し付けることは、是又容易のことではない。早からず、遅かちず、臂が伸びきつて、力の抜けたるところを、取て押へ付けることが、上々の機會と云はねばならぬ。

二 十字固

要領 襟に行く手をば兩手に確かと捕り

仰向けなりに十文字かな

第十七圖
腕挫十字固

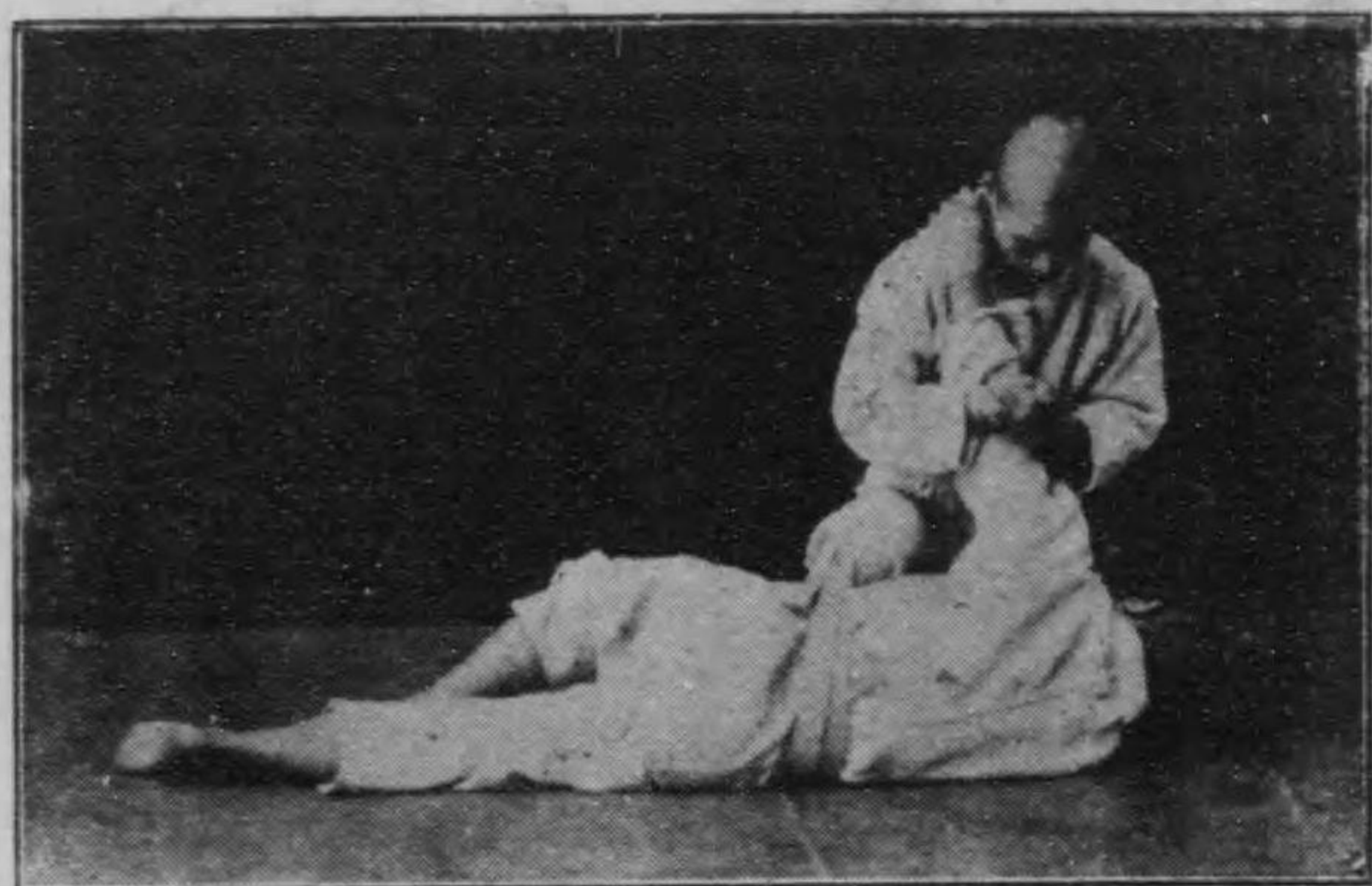


(解説) 我れが、仰臥して居る相手の右側に居る時、相手が、右手を伸して、我れの襟を捕りに來れば、我れは、兩手にて、相手の手首を捕ると同時に、右膝を立てて、相手の右腋下に、密着せしめ、左足は相手の右肩より首の上に伸ばして、左肩の方に乗せ、兩股の間に相手の右手を狭み、仰向けに倒れながら捕りたる手を引き伸ばし、肘關節を逆にして、苦痛を與ふるものである。

要點 伸びし手を緩めず

股に挟みつつ

圖 二 十 七 第
固 腕 挫 腕



より手を伸ばして、我れの胸藏を捕りて、横に押し返へさんとすれば、我れは、隙かさず、其手首を両手にて握り占め、横に倒れながら、十字形になりて、固め付けるのである。

三 腕 固

要領 胸藏を捕り来る

臂を兩掌にて

引き附けながら

肩押して緘む

(解説) 我れが、仰臥して居る相手の右側に居る時、相手が、左手を伸ばして、

腰を跳ね上げ引きしめるかな

(解説) 相手が襟を捕らうとして、手を伸ばして来る時を機みに、我れの両手にて、其手首の所を確かと握り、臂を屈げる餘裕を與へない様にして、仰向に倒れ、我れの右脚を屈げて、向脛か、相手の右横腹の所に、密接する様に、我れの左脚は、相手の右肩を越して左肩の方へ踏み伸ばし、我れの股の間に、其臂を挟みつつ、強く引き付けて、相手をして、臂を引き屈げることも、臂を捻ることも、出来ざる様にして、我れの腰を跳ね上げると同時に、立てたる膝の方へ、引き絞めて、相手の臂關節に、苦痛を與ふるのである。

變化

馬乗りの胸藏捕りに手を出せば

隙かさず移れ十字固めに

(解説) 我れが、仰臥して居る相手に、馬乗りになりて居る時、相手が下

我れの胸藏を捕りに來れば、機を失せず、直に其手を捕へ、右膝を立て、左膝頭を、相手の右腋に屈つ附け、我れの兩手掌を重ねて、相手の肘關節の所に當て、少しく上へ、押し上げる氣味にて、我が體の方へ引き附けつつ、肩にて、其手首を押し出して制するのである。

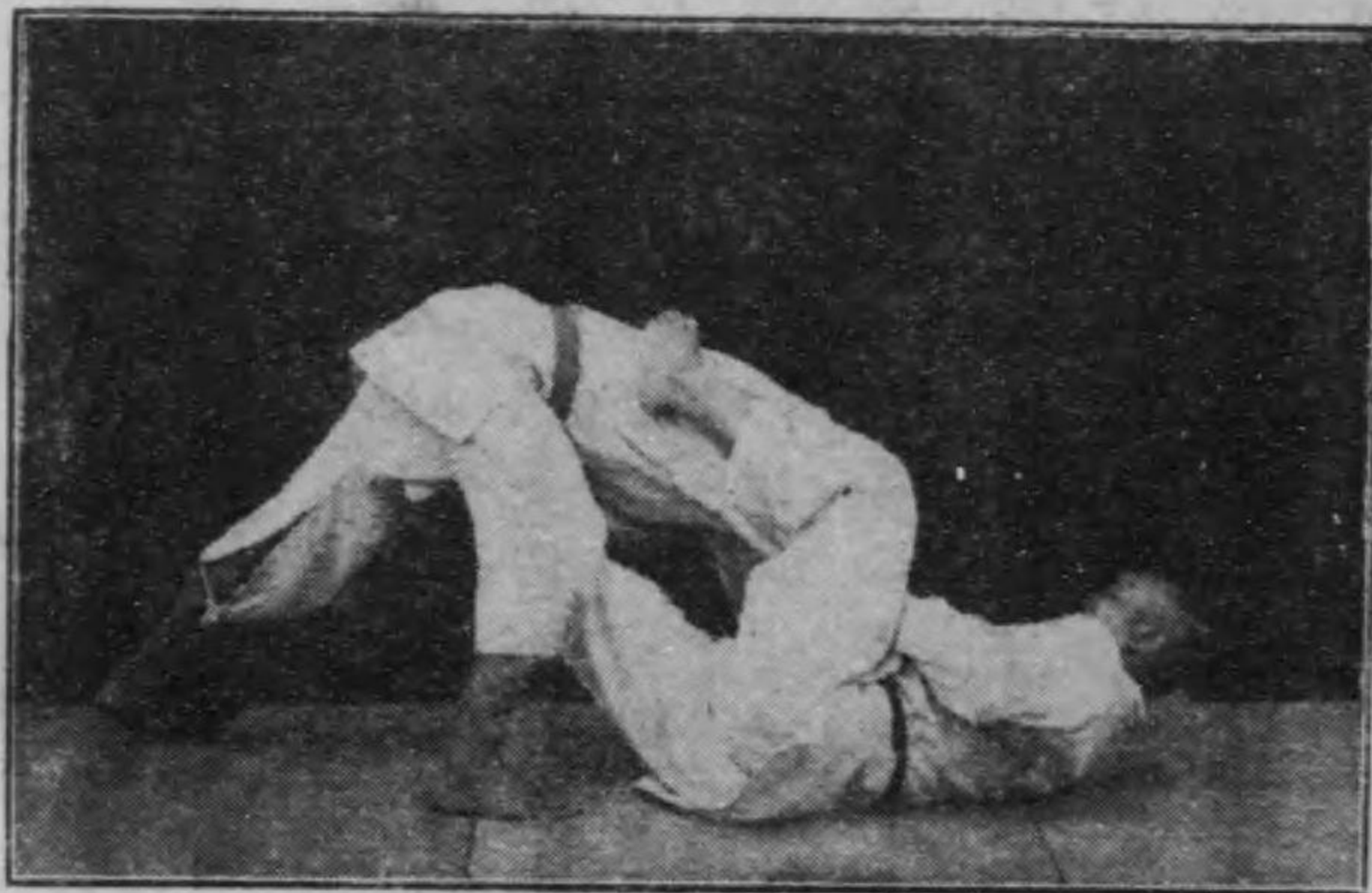
要點

はやまらず右膝立てて掌を肘に

すりあげ氣味に引きつけるかな

(解説) 相手の左手が、未だ襟を捕らざる先きに、極めやうとすれば、相手に逃げられて、失敗することあるを以て、十分握らして置いて、相手の臂が、伸びきつたる時を機みに、我れは、右膝を立てて、自分の體の安全を十分にし、兩手の掌を重ねて、相手の肘關節の所に當て、自分の肩を、押し出すと同時に、すり上げ氣味に、腹の方へ引き付けて、相手の肘關節に、苦痛を與ふるのである。

第七十三圖
腕挫膝固



(注意) 袈裟固、又は上四方固より變化する法は、是非心得置くべきである。

四 膝 固

要領 差し入れし臂を抱

込み仰向けに

倒れながらに膝固かな

(解説) 右自然體の場合に就て云へば、相手が、差し入れたる右手を、我れの左腋下に抱き込み、我れの右足を、相手の左腰の所に當て、仰向けに倒れながら、左膝を屈げて、相手の右肘關節の外に當て、我れの體を、少しく右方に捻り

つつ、膝にて押せば、相手の肱關節が逆になりて、苦痛を感ずるのである。

要點 腋に抱き右足伸ばし右手引き

左膝にて極めつくるかな

(解説) 差し入れたる相手の右手を、左脇下に、確かと抱き込み、掌を左肱の邊に當てて、相手の右手の自由を制することが大切である。

我れの右脚を伸ばして、相手の左股の中程の所に當て、相手をして、我れに近寄ることの出來ざる様に踏み伸ばすことが大切である。

我れの右手は、相手の左横襟を捕りて、十分自分の方へ引き寄せ、相手をして、變化することが出來ざる様にすることが大切である。

我れの左膝にて、固めつくる時は、腰を右に捻ると同時に、膝頭を相手の右肱關節の外に當て、足先にて、相手の胸を仰へ付け、相手の自由を制することが大切である。

以上の四點に注意することがなかつたならば、此等は掛るものではない。

變化 一 仰向けになり居る己が兩脚の

間にありて攻め掛る時

二 立ち向ふ敵は片手を腋下に

差し入れながら攻め掛る時

(解説) 我れが仰向けに倒れ居る時、相手が、我が兩股の間より押し掛りて、攻め立て來たる時は、膝固にて、酬ひ返すべきである。

又自然體にて、相對して居る時、相手が浮腰の如き業を掛けんとして、右手を、我れの腋下に差し入れ、攻め掛る場合には、其手を抱き占め、巴投の時の如く、仰向けに倒れながら、膝固にて攻め返すべきである。

五 足 絨

要領

右足を左りに巻きて片足で
股根踏みつつ襟引きて緘む

第七十四圖
足 緘



き附くると同時に、左足裏を、相手の右内股の上部に當てて、踏み伸ばし
つつ、左襟を引き附くる時は、相手の左膝關節が逆になりて、苦痛を感ず

(解説) 右自然體に組

み居る時、我れは、巴投を
掛ける時の如く、體を相
手の兩足の間に、滑り込
みながら、仰向けになり、
右足を相手の左足の外
に廻わし、其足先きを、相
手の下股の前方まで巻

るのである。

(注意) 此業はきまれば、膝關節を痛めること多きを以て、勝負には、禁
止してあることを承知すべきである。(終)

附録

二一六

講道館柔道亂捕審判規程

柔道亂捕の審判法は本來一定の極りのあり得べきものでない。定め方でどうしても出来る。併し何か標準を極めて置かぬと實際上差支へるから従來の規程と慣例とに基づいて此度左の通り決定したのである。

一 講道館に於て柔道亂捕の試合を爲す時は勝負は投業又は固業を以て決せしむ。

(解説) 眞劍勝負ならば當業を加へる必要があるけれども亂捕の試合では相互に怪我のないやうにしなければならぬから投業と固業と

に限つたのである。

二 投業は立業と捨身業とを包含し固業は抑業と絞業と關節業とを包含す。

(解説) 立業とは、腰投でも、背負投でも、何れでも立つて居ながら、對手を投げる業は、悉く其中に含んでいふことは勿論であるが、尻なり、肩なりを下に付けさへせねば、膝を附けた場合も、矢張立業というて、差支ないのである。捨身業とは、眞仰向に身を捨てても、横向に捨てても、尻とか肩とか、地に附いて、對手を投げる場合を、總稱した名前である。絞業とは、手でも、足でも、着物でも、相手の咽喉、又は胸を絞めることをいふのであるが、後に規定されてある通り、胴絞は、勝負の數に加へぬことにしてある。其譯は、互角の者同士では、この胴絞は、中々利かぬ業であるが、一方が優れた力を持つて居る時、強ひて、我慢をするやうなこと

二一七

がある、肋骨を折るとか、内臓に害を爲す恐れがあるからである。抑業とは、手ででも、足ででも、體ででも、對手の體なり、手なり、足なりを、下に抑へて、起きられぬやうにすることの總稱である。關節業とは、頸手又は足の關節を、無理に曲げ、又は引き伸ばすことの總稱である。一體關節業は、急に掛けることは危険である。殊に頸の關節は、大切な處であるから、審判者は、過のないやうに注意せねばならぬ。

三 試合者の優劣は二回の勝負にて決す但し場合によりては一回にて決することを得

(解説) 何故二回勝つことを、原則としたかといふに、一回では、怪我の負けといふこともある。又二回以上になると、時間が多く掛るからである。それでは、何故一回の場合を許すのかといふに、紅白勝負の時の如きは、多人數の試合になるから、早く進行させる必要があり、又團體と、

團體との勝負であるから、或る者が怪我で勝つても、負けても、全體の上に、餘り多くの差支を生せぬからである。

四 試合者の一方が投業又は、固業にて勝を得たる時は、審判者は、一本と掛聲し、其試合が、一本勝負(一回の勝負にて優劣を決するため)の場合、之を停止せしめ、其試合が、二本勝負(二回の勝にて優劣を決する爲め)の場合は、尙試合を繼續せしむ。斯くして、前に勝ちたる者、更に一回勝ちたる時は、二本と掛聲して、其試合を停止せしむ。

二本勝負の場合に於て、相當の時間内に、勝負決せざる時は、審判者は、一本勝負と掛聲して、其後一回の勝を得たる者を、勝者と認むることを得。又何れかの一人、一本勝ちたる後、久しく勝負決せざる時は、一本勝負と掛聲して、既に一回勝ちたる者を、勝者と認むることを得。

(解説) この規定には、一本と掛聲をした後、更に一回勝てば、直に二本

と掛聲して、試合を停止させるやうに書いてある。それで勿論好いのであるか、從來二回目に勝つた時、一度一本といつて、前の一本と勘定して、都合二本になるから、更に二本といふ慣習である。それは何れでも差支はないのである。二度目の勝が、合せ業なる場合には、是非一度合せて一本といつて、更に二本といはなければならぬのは勿論である。

この規定に、相當の時間とか、久しくとかいふ言葉が使つてある。それはどれ位の時を指すのかと問ふ人があるかも知れぬが、それは場合によつて、長くもなり、短くもなる。その邊は、審判者の見込に、一任することになつて居る。

五 一本勝負の場合に於て、相當の時間内に、勝負決せざる時は、審判者は直に引分と掛聲して、試合を停止せしむることを得。二本勝負の場合に於て、相當の時間内に、勝負決せざる爲め、一本勝負と掛聲し、尙久

しく勝負なき時は、審判者は、引分と掛聲して、試合を停止せしむることを得。

(解説) 審判者が、相當と認むる時が立つても、勝負が決せぬ時は、直に引分にして差支ないことは、本文にある通りである。併し從來直に引分にせず、最後の決定前に、今少して引分とか、今何分で引分とか、注意を與へることが、慣例になつて居る。さうする方が、試合をして居る者に、便利であらうと思ふた時は、そんな注意を與へる方が親切な仕方である。ここで、一つ斷つて置かなければならぬが、審判者は、一度何分で引分といふたからとて、それだけの時間が立てば、引分にしようと思ふて居ても、その後の試合の状況で、時間を延ばす方が、好い場合がある。併し時間を延ばした時は、必ず延ばしたといふことを、宣言しなければならぬ。

六 投業にして、完全なる一本と見做し難きも、業として、相當の價値ありと認め得べきものある時は、又は固業にして、殆んど一本と認め得べきものを、辛うじて逃れたる時は、審判者は、業ありと掛聲し、其後一回又は數回同様のことある時は、審判者の見込を以て、合せて一本と掛聲し、投業と投業、投業と固業、又は固業と固業との、二回或は數回の、不完全なる勝を合せて、一本の勝と見做すことを得。若し斯の如き、不完全なる勝が、雙方にある時は、審判者は、其業の價値を商量比較して、最後の決定を爲すべきものとす。

不完全なる業、幾回あるも、合せて一本と掛聲せざる前、試合者の中、何れか、完全なる一本の勝を得たる時は、審判者は、直に其一本を以て、勝負を決すべきものとす。

(解説) 本文の業ありといふことが、どれ程の業が掛つた場合に、いひ

得るのかといふことは、文字で表はすことが六かしい。完全な業を十分とし、不完全ではあるが、先づ一の業と見ることが出来ようといふ程のものを、六分とし、其間に七分も八分も九分もあるといふ風に考へて見れば、大體好からう。そこで九分の業を後に、更に八分か九分の業が掛れば、合せて一本とするのが、勿論當然ではあるが、最初六分の業があつて、其後又六分や七分位の業があつたならば、其二本を合せて一本とすることは出来ぬ。先づ大體この邊の標準で、時と場合に依つて、審判者が極めるより外はあるまいと思ふ。

茲に一つ大切な問題がある。それは外ではない、二本勝負の場合に、甲は九分の業ありを取つたが、その後乙は完全な一本を取つて、最初の一本は乙の勝になつた、その場合に次の二本目の試合に際して、前に甲の取つた業ありが效力を持つか何うかといふことである。これはか

う考へるがよい、最初の勝負は既に決したのであるから、九分とか八分とか数字的に見て業あり、後の勝負に効力を遺すことはしない。併し唯乙は勝ち勝つたが、危い勝であつた、甲が完全な一本を取る前に、甲に六分なり七分なりの業を取られたならば、乙は負ける處であつた、乙は勝ち勝つたものの、甲には氣の毒な場合であつたといふ位な心持を、次の勝負に移して見る位が好からうと思ふ。さう云ふ譯であるから、二本目の勝負で甲の業が再び乙に掛つても極く見事な業でない以上は九分位の勝と見做して、尙甲に實力を試みる機會を與へるがよい。又甲が十分でなくとも、殆んど完全の業を乙に掛けた時は、それを一本と認め、第三本目の決戦をさせる機會を與へるやうにするが好いと思ふ。その邊は全く審判者の手心に任せて置くより外はない。

七 投業にして一本と認むべきものは、左の條件を具ふことを要す。

す。

(い) 故意又は過ちて倒るるにあらすして、一方より業を仕掛け、又は相手の業を外したるが爲倒るること。

(ろ) 業の種類により、必ずしも正確には定め難きも、大體に於て仰向に倒るること。

(は) 相當のはづみ又は勢を以て倒るること。

(解説) (い) の意味は甲と乙と試合をして居る場合に、甲は乙に巴投なり横掛なりを掛けやうと思つて、自分から自分の身を捨てることがある。その時都合よく乙を投げる事が出来れば、甲の勝になることは疑ないが、その業が利かず、甲だけが倒れて、乙が依然と立つて居ることがある。そういふ場合に、甲は負けたのであると云ふ見方が出来ぬこともない。併しこの場合に、甲は故意に倒れたのであつて、投げられ

たのではない。又甲が乙に何か業を掛けようとして、過つて滑り轉んだり、其他自身に倒れることがある。それ等も乙から業を掛けられたとか、外されたとかの爲に倒れたのでない以上は、甲が投げられたと見做すことは出来ぬ。

(ろ) の意味は、人は俯伏に投げられる時は、可なりの勢で倒れても兩手を突くことが出来るから、格別苦痛を感じないばかりでなく、直ちに起き上がることが出来る。横向に投げられても、格別強く倒されぬ以上は、略同様であるから、投は仰向に倒すことを原則とするのである。但業の掛り具合や、倒れる勢の如何を考へて、仰向でない場合も、審判者の見込で一本の勝とすることが出来るのである。

(は) の意味は、仰向に倒れても、相當の勢か「はづみ」で倒れぬ以上は何の苦痛もなく、又眞に體をかはすことも出来、本統に投げられたと見做

すことは出来ぬから、「はづみ」とか、勢とかを、一の條件としたのである。

(八) 投業を掛けられたる者が、體の地に落つる前に、之を轉はして倒るることを免れたる時には、之を一本の負と見做さず。

(解説) 巴投の場合に、業は見事に掛つたが背中がドシリと地に着かず、クルリと起き上がつて立つことがある。又腰投の場合でも、業は立派に掛つたが、餘りハズミがつき過ぎて、對手が少し體を捻るとか、手を突くとかすれば、四這になつたり、起上つたりすることがある。さういふやうな場合は、負けたと見做すことが出来ぬと云ふ意味である。

(九) 業を掛けられたる者、何程早く體を轉はし、自己の便宜の位置に復するも、一度其業に掛りて倒れたること明なる時は、之を一本の負と見做す。

(解説) 第八の場合は、本統に投げ附けられぬ前に、體をかはして起き

上るのであるが、この場合は、一度ドシリと地に投げ附けられたので、その後急に體を轉はして起きても、一度勝負が附いたのであるから、效を爲さぬのであると云ふ意味である。

(十) 投業は十分に掛り居るも、掛けられたる者、釣り下り又は搦み附くが爲に、見事に倒されざることもあり。此の如き場合に於ては、第七の各條件を具備せざるも、審判者の見込を以て、一本の勝と認むることを得。

(解説) 腰投で見事に投げられたる場合でも、握つた手を離さず、襟なり袖なりに釣り下つて居ると、第七の各條件を充たすやうに倒すことは難かしい。それだから審判者が、若し手を放したならば十分の投になるのであると認定し、さへすれば、一本として好いのである。搦みつくとは、相手の體なり頸なり腕なりに抱付いたり、搦まつたりして、業が

掛つても、綺麗に倒れないやうにすることをいふのであつて、釣り下る場合と同様、審判者は見込次第、第七の條件を具備して居なくとも、負けるにして仕舞つて好いのである。

かういふと、問ふ人があつて、釣り下つても、搦附いても、第七の各條件を具備しなければ負にしなくとも好いぢやないかといふかも知れぬが、それはさうは行かぬ。實際釣り下つたり、搦み附いたりすることは、真劍勝負の場合にはするべき筈のことでない。それが不斷の亂捕であるから、それで済むものゝ、釣り下つたり、搦み附いたりすれば、その儘構はずに投げ附けて、對手がその上に重なり合つて乗つて來ると、手を離して居て自分だけが倒れる場合より、一層ひどい目に遇はされる譯である。亂捕の時は、相手に怪我をさせぬやうに注意するからさういふことをせぬのである。

(十一) 固業は手又は足にて、二度以上疊又は體を打つか、口にて「まゐり」の合圖をなしたる時は勝負の決したるものとす。

但審判者の見込を以て、合圖を待たず、勝負を決することを得。

(解説) こゝに二度以上疊なり體なりを打つとある。なせ二度以上打つことが必要であるかと云ふに、一度であると負けた合圖でなく、一種のはずみで手を打つやうに見えることがあつて、審判者が誤認することがあるから、二度以上としたのである。併し實際は、二度打てば澤山である。從來の審判規程には、疊か相手の體かを打つとしてあつたが、或る場合は、相手の體より自分の體の方が打ち好いことがあるから二度打ちさへすれば、相手のでも、自分のでも好いことにしたのである。抑業の場合には、氣絶もせず、苦痛も感じないことが多いから、抑へられた者は、何時までも負けたといふ合圖をせぬかも知れぬ、だから適當

の時期に合圖を待たず、審判者は勝負を決することが出来るやうにしてあるのである。絞業の場合は、實際絞つて居るのに、合圖をせぬことがあり、關節業の場合にも、それ以上我慢をすれば、怪我をするといふ場合は、合圖がなくも、審判者の見込で、勝負を決定することが出来るやうにしてある。

十二 試合中負傷して試合を繼續すること能はざる者ある時は、審判者は、其情狀により、左の項に基づき處分すべきものとす。

(イ) 負傷が、全く負傷者自身の動作、又は不注意に原因して、相手は之れに與からずと認定する時は、審判者の見込を以て、之を負傷したる者の負とすべし。

(ロ) 負傷が、相手の動作不注意に原因し、負傷したるものに過失なしと認定する時は、審判者の見込を以て、之を負傷したる者の勝とすべし。

(は) 負傷の原因が、双方の動作、又は不注意にあるか、又は明瞭ならざる時は、審判者の見込を以て之を引分とす。

(に) 審判者、試合を停止する程度の負傷にあらずと認むるも、負傷者が、試合を辭する時は、審判者の見込を以て、負傷者を負とし又は引分とす。

(解説) 試合の場合、往々負傷することがある。或る場合は、其責を全く負傷者が負はねばならぬが、或る場合は、對手がこれを負はねばならぬ。

(い) の場合は、負傷したるものが、自分の身體の扱ひ方が悪いか、注意が悪い爲に起つたのであるから、其ことが審判者に認められた以上は、そのものゝ負とすると云ふ意味である。

(ろ) は(い)の反對の場合であるから、負傷をさせたものが負になる譯である。

ある。

(は) は雙方に過失があるが、異狀が判然せぬ場合であるから、引合にするより仕方がないのである。

(に) はかういふ場合を指すのである。一人の者が、負傷してから、試合を繼續することが出来ぬといひ出した、併し審判者の見る所では、それ程のことゝ思はぬ。或は對手が強くて、勝つ見込がないから、一層試合を避けようといふやうな、卑怯な心からいふのではないかと疑はれる。さなくとも、試合を辭さねばならぬ程の理由があらうとは思はれぬといふやうな時である。さういふ時には、辭する者を負とする。併し又一概にさう見る譯にも行かぬ、他に相當の理由が認められて、負にする譯に行かぬといふやうな場合には、引分にするのである。

十三 負傷にあらざるも、試合者が、其場に臨みて、後心身に異狀を生

じ、試合を辭する時は、審判者は其試合を停止するか、又は第十二(二)の場合と同一の取扱を爲すものとす。

(解説) 試合を始める前、又は試合中、氣分が悪いとか、腹が痛いとか、何かの故障をいひ立て、試合の中止を申出することが往々ある。そのやうな場合に、その試合を停止するか、又は負傷ではないが負傷と同一の取扱をして審判者の見込で、故障をいひ出したものゝ負にするか、引分にするかを極めるが好いのである。

十四 試合中審判者が、不都合と認むる行爲ある時は、其試合を停止すべし。又其行爲の如何に因り、之を負と見做すことを得。

(解説) 如何なる場合に、試合を停止するかは全く審判者の見込に任せて置く譯であるが、先づ例を擧げて見れば、審判者の注意を聴かぬとか、命令に遵はないとかいふ場合であつて、負と見做す場合は、試合の際、

相手又は審判者に對し、甚しき不敬をしたとか、其他柔道修行者の本分に甚しく背いた行動があつた場合をいふのである。

十五 絞業中、胴絞、關節業中、指及手頭の關節業、及足搦は、勝負の數に加へざるものとす。

(解説) 絞業中、胴絞を勝負の數に加へぬ理由は、この業は、同輩の間では餘り利く業でないし、段の違つたものゝ間では利くが、餘り我慢をすると、内臓を損することもあり、肋骨を傷めることもあるからである。指や手頭の關節業を、勝負の數に加へぬ理由は、これ等の業は、急に利くので合圖をする間に、それ等の關節を傷めて仕舞ふ恐れがあるからである。又足搦も急に利く業であつて、少し我慢をすると、直ぐ怪我をす

るから、これもその中に加へた譯である。

十六 試合に於ては、成るべく投及固の各種の業を併せ試むる機會

を與ふるを本旨とす。依て審判者は、試合者相互が、相手の意志に反して投又は固の一方のみにて試合することを許さざるを要す。

(解説) 固業の出来ぬ者が、對手が組附いて來るのを恐れて、逃げ廻つて、その間に時が立つて仕舞ふことがある。さういふことでは實力を試みさせることが出来ぬから、暫時位は構はずに置いて好いが、餘り永くさういふ風に逃げ廻つて居る時は、審判者は接近して互に稽古衣なりを取ることに出来るやうにせよと、命令するがよい、又投業の出来ぬものは、立つて試合をすることを避け、一寸立つと、直ぐ寝て、對手を引張り倒して、寝勝負で試合をしようとする。それも暫くは、棄て、置いて好いが、試合の時間の三分の二も、さういふ風で立つことをせぬ場合は、審判者は立つて試合をせよと命令することを得るのである。その命令は、時間の半分も過ぎれば、さう命じて好い。三分の二にもなれば、む

しろ命じなければならぬと云ふ位が原則で、實際は審判者の判断に任せて置いて好いのである。若し雙方が好んで固業で試合をしようと思つて居ると審判者が考へれば、終始立たさないでも好いし、雙方が強て寝勝負を好む模様がなければ、立つた儘何時まで捨て置いても好い譯である。(完)

學校柔道(終)

大正九年七月十五日印刷
大正九年八月二日發行

學校柔道

定價壹圓五拾錢



著者

松岡辰三郎

發行者

濱井松之助

印刷者

伊崎開治

東京市日本橋區數寄屋町一番地
東京市小石川區久堅町百八番地

發兌

東京日本橋數寄屋町
振替東京一三七五番

大阪屋號書店

電話本局三七三七番
電話本局四二八九番

會社
博文館印刷所印行

學習院教授 南日恒太郎先生閱
國民英學會講師 清水起正先生著

東京
大阪屋號發行

改訂
十三版

例解
詳說
英文典新釋

四六判四五八頁
並製金壹圓三拾錢
特製金壹圓六拾錢
書留送料十五錢

東京商科大學
名譽教授男爵
正則英語學校長

神田乃武先生
齋藤秀三郎先生
井上十吉先生

外
廿三大家講述

〔附錄英學生座右銘〕

再版

英語の學び方

四六判四二〇頁
並製金壹圓貳拾錢
特製金壹圓五拾錢
書留送料十五錢

276
277

終

